

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	第 6 号	令和 5 年 5 月 1 9 日 受 理	広報広聴特別委員会付託
件 名	議会報告会のあり方に関する陳情		
陳 情 者	住所 四街道市大日 207-1 氏名 橋本 弘道		

1. 陳情の趣旨

市民全般に対する議会報告会を実施した上で、民生委員他個別の組織との意見交換を加えていくべきである。

2. 陳情の理由

議会だよりによれば、広報広聴特別委員会の大越委員長報告として、今回、初の試みとして民生委員の皆様と意見交換を主とした議会報告会を実施させていただきましたと、しかも、この様な新しい形の取り組みを次につなげられる今後も委員一同考えてまいりますと述べているが、委員会は勘違いしているのではないか。議会基本条例では、第7条で議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を行うものとするとしている。

要旨及び解釈では、市政の課題全般について、市民と情報や意見の交換を行う場の1つとして、議会報告会を行うこととしている。

つまり、市民とは市民全般であり、市民全般と情報や意見の交換を行う場であって、民生委員との意見交換会が議会報告会に代わるものではない。議会報告会を実施した上で、民生委員他個別の組織との意見交換を加えて行くべきである。